

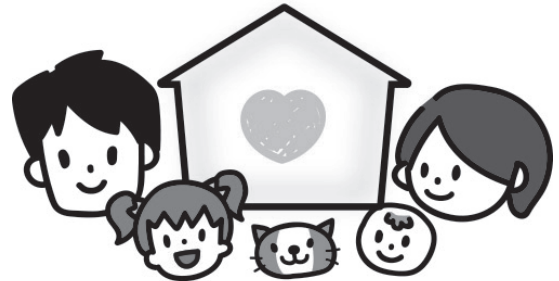
にらさきライフを応援します！

# 住まいるマイホーム支援事業

## 平成30年4月からライフステージに対応した制度にリニューアル！

### ～蕪崎市持家住宅定住促進助成制度 拡充のお知らせ～

市では、4月より、移住・定住のさらなる促進を図ることを目的に、対象者を市内在住者まで拡大するとともに、出産から子育て、結婚、親世代と同居などの様々なライフステージや、空き家バンク登録物件、市内業者活用に対応した助成加算区分を新設し、魅力ある『蕪崎市住まいるマイホーム支援事業』としてリニューアルを行います。



**最大助成金額** **転入者** **150万円!**  
**市内在住者** **120万円!**

#### ■主な受給条件

- ・蕪崎市内に定住することを目的として、住宅を取得または増改築リフォームした方
- ・住宅の取得または増改築リフォーム後6か月以内に居住を完了している方
- ・居住床面積50㎡以上で、住居内に専用の玄関、台所、浴室、トイレ、居室がある
- ・住宅の取得または増改築リフォーム後1年以内である

#### ■助成金額（基本額＋加算額）

(単位：円)

建物要件		新築・建売		⑦増改築リフォーム		⑧中古	
住所要件		転入者	市内在住者	転入者	市内在住者	転入者	市内在住者
基本額		300,000	300,000	200,000	200,000	200,000	200,000
加算区分額	①子育て世帯	300,000	300,000	200,000	300,000	300,000	300,000
	②新婚世帯	200,000	200,000	100,000	200,000	200,000	200,000
	③転入世帯	300,000	—	200,000	—	300,000	—
	④同居世帯	200,000	200,000	—	—	200,000	200,000
	⑤空き家バンク登録物件	—	—	—	—	100,000	100,000
	⑥市内業者活用	200,000	200,000	100,000	200,000	200,000	200,000
最大助成額		1,500,000	1,200,000	800,000	900,000	1,500,000	1,200,000
備考		助成対象経費が最大助成額を下回る場合は、助成経費が上限となります。					

- ①住宅を取得または増改築リフォームしたときに満18歳以下の子（妊娠中を含む。）と同居する世帯
- ②蕪崎市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条に規定する補助金の交付決定を受けている世帯
- ③継続して転入前1年以上市外に居住した後に、転入して5年以内に住宅の取得、増改築リフォームをした世帯または住宅の取得、増改築リフォーム後6か月以内に転入した世帯
- ④申請者、直系尊属または直系卑属が住所変更を行い、申請者またはその配偶者と直系尊属または直系卑属が同一の住宅に居住するまたは同一若しくは隣接する土地に居住する世帯
- ⑤蕪崎市空き家バンク制度要綱第4条に規定する空き家バンク登録台帳に登録された住宅
- ⑥蕪崎市内に本社、支社、支店、営業所等を有する法人または蕪崎市内で事業を営む個人事業者で日本標準産業分類に規定する次の業種
  - (1) 建築工事業（木造建築工事業を除く）
  - (2) 木造建築工事業
  - (3) 建築リフォーム工事業
  - (4) 建築設計業
  - (5) 建物売買業、土地売買業
  - (6) 不動産代理業・仲介業
- ⑦本市に住所を有し、現に居住している住宅を新たに直系尊属または直系卑属の世帯と同居する目的で、修繕、改築、増築、模様替えまたは住宅機能向上のために行う補修、改造または設備の改善で工事費200万円以上のもの（除外経費有り）
- ⑧助成対象経費：土地取得に係る経費を除く住宅の取得費に5分の1を乗じて得た経費

※受給要件・加算要件の詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ 建設課 管理担当（内線246・247）

にらさきで頑張る若者を応援します！

# ふるさとワークサポート事業

～蕪崎市若者定住就職者家賃助成制度 創設のお知らせ～

市では、4月より、若者の移住・定住を促進するとともに、新規立地企業や市内事業者の人材確保を支援することを目的に、市外からの就業に伴い市内の民間賃貸住宅に入居する45歳未満の定住者に対し、家賃の半額を最長2年間助成する『ふるさとワークサポート事業』を新たに創設します。



## 最大助成金額

月々

# 最大2万円を助成

2万円(上限月額) × 24か月(最長期間) = 48万円

## 対象要件 (基準日：平成30年1月1日以降)

- ・ 転入日において45歳未満の方
- ・ 蕪崎市内の事業所において現に就業している方
- ・ 雇用保険法に規定する被保険者である方
- ・ 定住の意思をもって転入日から継続して3か月を超えて蕪崎市に住所を有する方
- ・ 蕪崎市内の民間賃貸住宅に家賃を支払い居住している方

※一部対象外となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

■助成金額(月額) 家賃月額(住居手当分を除く) × 1/2(千円未満切捨て) ※2万円上限

■助成期間 支給開始月から起算して2年以内

■問い合わせ 商工観光課 商工労政担当 (内線216)

## 蕪崎市持家住宅定住促進助成制度を利用して新築・中古住宅取得をお考えの皆さんへ 蕪崎市内金融機関・住宅金融支援機構連携の住宅ローンをご存知ですか？

蕪崎市に新築・中古住宅を取得の際に通常の住宅ローンの金利より低利優遇を受けることができます。

### 蕪崎市内提携金融機関

山梨中央銀行・山梨県民信用組合  
山梨信用金庫・甲府信用金庫

金利プランについては、各提携金融機関までお問い合わせください。



### 住宅金融支援機構【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 (若年子育て世帯) (UIJターン)

当初5年間の借り入れ金利 年0.25%引き下げ

ご相談は住宅金融支援機構または取扱金融機関までお問い合わせください。

※平成30年3月31日までは、現行の住宅金融支援機構の対象要件が適用されます。

■問い合わせ 企画財政課 人口対策担当 (内線358)